

令和7年11月 市長への投書箱 投書内容と回答(投書者が公開を希望した案件のみ)

受付日	令和7年11月4日	担当所属	環境森林課 教育総務課		
受付場所	メール				
件名	熊対策について				
投書内容	<p>連日、クマにより人的被害が報道されている。以下について検討をしていただきたい。</p> <p>①市民ができる対策の周知 ②子どもの通学時などの安全確保 ③クマと遭遇しない対策</p>				
回答の要約	<p>【①市民ができる対策の周知について】 市ホームページ、市公式LINE及び市ほっとメールにより、クマ出没時の対応方法や誘引物の除去などについての情報提供や周知を行っています。今後も引き続き情報収集に努め、新たな情報があれば随時発信し、市民の皆様へ周知を行ってまいります。</p> <p>【②子どもの通学時などの安全確保について】 本市では、通学バスは条例により利用対象者の地域を、施行規則によりバス停を定め、また、要領により利用対象者は自宅から学校までの距離が2.5km以上の児童・生徒としています。 今年、全国各地でクマの目撃情報が相次いでおり、通学時の安全確保についてご心配されるお気持ちは十分理解しております。 現状におきまして、近隣でクマの出没が確認されるなど、一時的に児童生徒の安全が脅かされる事態が発生した場合には、小中学校で下校時刻を調整して明るいうちに下校できるようにしたり、学校職員による通学路のパトロールを行っています。また、保護者へこまめに連絡し、児童生徒の送迎や見守り等の協力を得られるようにしています。学校によっては鈴を配布しているところもあります。警察等関係機関と連携し、通学路のパトロールの強化など、できる限りの安全対策を講じています。 他行政で実施している良案としては、職員等の朝夕の巡回パトロールの回数を増やして対応したり、万が一の時にはパトロール車に避難できるようにしている自治体もあると聞いています。 今後も、児童生徒の安全を第一に考え、全市的に取り組むべき対応を検討してまいりますので、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>【③クマと遭遇しない対策について】 クマが人の生活圏に出没した場合、渋川市有害鳥獣捕獲隊や渋川警察署と情報共有を行い、防災無線やSNSによる注意喚起、捕獲用の檻の設置やパトロールによる対応を行っています。 また、個人でできる対策としましては、市内では山沿いや川沿いの地域でクマの出没が多く確認されていることから、外出時にはラジオ等の音が出る物の携帯や爆竹等の使用を推奨しています。特に朝夕の薄暗い時間帯に散歩等で外出する場合は十分注意していただきたいと思います。 御提案いただいた緩衝地帯の整備、電気柵や低周波等によるクマの進入防止対策についても、効果的な対策等の情報収集に努め、より効果の高い対策の研究を進めてまいります。</p>				

受付日	令和7年11月4日	担当所属	環境森林課		
受付場所	メール				
件名	熊被害対応について				
投書内容	全国でクマが人の生活圏に出没し、人身被害が多発している。獣道への監視カメラ設置の提案とあわせて、被害対策に当たる市の迅速な対応を要望する。				
回答の要約	<p>市では、有害鳥獣による農作物への被害防止のため、年間を通じて渋川市有害鳥獣捕獲隊(以下、「捕獲隊」という。)と業務委託契約を締結し、捕獲活動を実施しています。</p> <p>ツキノワグマにつきましては、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「鳥獣保護法」という。)に基づき、人や家畜に被害を及ぼす場合に限り市町村長が出せる捕獲許可により、捕獲隊や渋川警察署と情報共有を行い、防災無線やSNSによる注意喚起、捕獲用の罠の設置やパトロールによる対応を行っています。</p> <p>また、令和7年9月に改正された鳥獣保護管理法に基づいて、クマが人の生活圏に侵入し、人的被害のおそれが大きい場合に、市町村が委託したハンターなどが銃を用いて駆除できる緊急銃猟制度が設けられたことから、現在、捕獲隊や渋川警察署と調整を図りながら、マニュアル整備を進めております。</p> <p>獣道への監視カメラ設置の提案につきましては、すでに有害鳥獣の獣道や出没の多いところに捕獲用の罠や檻を設置し、ICT技術を活用して長距離無線式の捕獲通知システムを導入していますが、生態調査や費用対効果等の検証といった課題を踏まえて導入に向けた検討を進めてまいります。</p> <p>全国的にクマの人的被害が拡大しておりますが、市としましては、市民の生命を守るために、引き続き必要な対策を図ってまいります。</p>				

受付日	令和7年11月4日	担当所属	危機管理室		
受付場所	メール				
件名	渋川市を名乗る法人について				
投書内容	インターネットサイトに渋川市を名乗るフリマサイトを運営するサイトを発見した。詐欺の可能性が高く、市政にも影響があると思い連絡した。 市で何かしらの情報を持っていたら、教えていただきたい。				
回答の要約	<p>詐欺の可能性については、現在、渋川市や消費生活センターへの問合せは確認されていないため、詐欺であるとは断定できない状況です。</p> <p>しかし、渋川市の名称を商号としていることで、市民が、渋川市の運営しているサイトと勘違いして契約等をしてしまう可能性もあるため、警察と情報を共有のうえ、連携を図りながら対応していきたいと考えております。</p>				

受付日	令和7年11月5日	担当所属	観光課		
受付場所	メール				
件名	伊香保温泉石段下の観光案内所について				
投書内容	伊香保温泉石段下にある観光案内所について、チラシが置いてあるだけで、人がいるかどうかわからない状況である。観光客目線に立った案内所の充実を求める。				
回答の要約	<p>伊香保温泉石段下観光案内所の開設につきましては、「観光繁忙期」及び「土日祝日」(年間80日)の営業としております。</p> <p>また、常設の観光案内所としては、伊香保温泉の玄関口であるJR渋川駅構内及び伊香保ロープウェイ内に設置しております。</p> <p>近年、伊香保温泉を訪れる観光客のニーズが多様化していることなどから、いただいた御意見を参考に「石段下観光案内所の常設」、「観光案内所の立ち寄りやすい環境づくり」、「常設観光案内所のPR」などを検討し、観光客の目線に立った観光地(伊香保)づくりに取り組んで行きたいと考えます。</p>				

受付日	令和7年11月12日	担当所属	市民協働推進課 財産活用課		
受付場所	メール				
件名	空き家の紹介・廃校の利活用等について				
投書内容	<p>人口減少が進んでいるが、外国人労働者を更に受入れるため、定住先として実家の空き家を紹介してほしい。</p> <p>廃校となった旧南雲小学校を、外国人労働者向けのアパートまたはマンションに改装して活用してほしい。</p> <p>また、南雲地区の特徴を生かしたプロジェクトとして、湧き水を利用した魚の養殖や農産物を利用した食事のできる直売所を設置したらどうか。</p>				
回答の要約	<p>市では、空き家活用を推進するために、空き家バンク制度を実施しています。この制度は、空き家の賃貸又は売却を希望する人から申し込みを受けた物件の情報を、市ホームページ及び全国版空き家・空き地バンクで公開し、空き家の利用を希望する人に紹介する制度です。外国人労働者に限定した制度ではありませんが、外国人の方はもちろん、移住を検討されている方から居住を目的とした住宅利用の希望があれば、空き家バンク制度による登録物件をご案内しています。</p> <p>ご自身の所有する空き家について、空き家バンク制度に登録される場合には、市民協働推進課までお問合せください。</p> <p>旧南雲小学校は、敷地の一部が土砂災害特別警戒区域に、その他の敷地全体が土砂災害警戒区域に指定されており、災害リスクの高い地域に位置しています。また、貸付けを含む利活用を進めるためには、建物の改修が必要となることから、利用者の安全確保や改修費用の負担などの観点を踏まえますと、現時点では利活用の実現は難しい状況にあります。</p> <p>敷地が災害警戒区域等に指定されていることを踏まえまして、災害リスクを回避できる用途や限定的な利用方法について、検討を進めております。</p> <p>御希望に添えず、申し訳ありませんが、御理解のほどよろしくお願ひいたします。</p> <p>南雲地区の特徴を生かしたプロジェクトの提案については、貴重な御意見として承らせていただきます。</p>				

受付日	令和7年11月13日	担当所属	人事課 行革・DX推進課	
受付場所	メール			
件名	職員の働き方について			
投書内容	<p>勤務時間が5時15分までなのに5時15分まで市民の受付を行っていると時間内に仕事が終わりません。少しずつサービス残業をさせられている状況をどう考えているか。</p> <p>また、毎日始業前に朝礼を行っている課、毎週終業後に掃除を行っている課について把握しているか。また、把握している場合は問題と考えないのか。</p>			
回答の要約	<p>窓口業務に関しては、職員の業務負担を軽減し、質の高い行政サービスを提供することを目的とする働き方改革を推進するため、窓口利用者数等の実態を把握する調査を実施し、整理を行っています。始業前や終業後の業務についての全てを把握しているわけではありませんが、働き方改革の観点から、より良い職場環境を整備していく必要があると考えています。</p>			

受付日	令和7年11月18日	担当所属	市民協働推進課	
受付場所	本庁舎			
件名	移住促進について			
投書内容	<p>5年前から移住サポーターとして活動している。その間、市から活動費としての支援はない。首都圏で開催される移住相談会へ参加しても交通費が支給されず、自己負担している。</p> <p>また、移住フェアで配布するパンフレットも増刷されておらず、やる気が感じられない。交通費やパンフレット印刷製本費について予算措置はできないか。</p>			
回答の要約	<p>移住定住サポーターの皆様には、日頃から、本市の移住定住支援に御協力いただき、感謝申し上げます。</p> <p>移住定住サポーター制度は、本市への移住希望者や移住者がより快適な生活を実現し、地域の力となっただけるようにサポートするため、受入体制の整備と強化を図り移住定住へつなげることを目的として、令和3年度から実施しております。</p> <p>本制度は、ボランティアでの活動としており、市から補助金などの支援はございませんが、制度の趣旨に賛同した方の申し出により登録をしていただいているところです。</p> <p>首都圏で開催する移住相談会につきましては、これまでも参加をいただいておりますが、旅費等の支援はないことを説明させていただき、了承の上、御厚意により参加していただいていると理解しております。</p> <p>市としましては、移住サポーター制度の趣旨に鑑み、ボランティアとしてサポーターの皆様のご負担にならない範囲で活動をお願いしております。引き続き御理解と御協力いただきますよう、お願いいいたします。</p> <p>また、移住定住パンフレットについては、パンフレットに掲載している各種支援制度の内容を毎年更新のうえ、市で印刷製本をしたものを使用しており、定期的に新しくしていきたいと考えております。</p>			

受付日	令和7年11月19日	担当所属	交通政策課		
受付場所	メール				
件名	高校生の通学補助について				
投書内容	高校生の通学補助を導入してほしい。				
回答の要約	<p>現在、市では、市内全域の高校生を対象とした一律の補助金制度は設けておりません。</p> <p>しかしながら、市といたしましても、通学環境の安全確保や、公共交通の利用促進とも併せて、子育て世代の経済的負担軽減については、重要な課題であると認識しております。</p> <p>いただいた御意見を踏まえながら、今後、様々な角度から検討を進めてまいりたいと考えます。</p>				